

行政機関等が保有するパーソナルデータに関する研究会「中間的な整理」について

検討の背景

「日本再興戦略」改訂2014(平成26年6月24日閣議決定)(抄)

「ビッグデータ時代において、個人情報及びプライバシーを保護しつつパーソナルデータの利活用を促進するため、「パーソナルデータの利活用に関する制度見直し方針」を踏まえ、第三者機関の体制整備や個人データを加工して個人が特定される可能性を低減したデータの取り扱いなどについて、法改正の内容を大綱として取りまとめ、次期通常国会を目途に必要な法制上の措置を講ずる。」

「パーソナルデータの利活用に関する制度改正大綱」の概要 (平成26年6月24日IT総合戦略本部決定)

民間部門に関し、以下の方針

- 本人の同意がなくともデータを利活用可能とする枠組みの導入
(“個人特定性低減データ”)
- 基本的な制度の枠組みと、これを補完する民間の自主的な取組の活用
 - ・ 保護対象となる個人に係る情報の明確化(指紋認識データなど)
 - ・ 「機微情報」(人種、信条、社会的身分など)の取扱い(取得)の原則禁止
 - ・ 民間主導による自主規制ルール of 枠組みの創設
- 第三者機関の体制整備等による実効性のある制度執行の確保
 - ・ 「特定個人情報保護委員会」を改組
 - ・ 分野横断的な監視・監督等の実施(現行は各事業所管大臣(主務大臣)が監視・監督)

“個人特定性低減データ”のイメージ



行政機関が保有する個人情報に関しては

- 行政機関等が保有するパーソナルデータの特質を踏まえて
 - ・ 利活用の促進(利活用可能となり得るデータの範囲、類型化、取扱いの在り方)
 - ・ 保護対象の明確化
- 上記を踏まえた第三者機関の権限・機能等(総務大臣と第三者機関の関係)について調査・検討を行うこととされている。

「行政機関等の保有するパーソナルデータに関する研究会」構成員

- 藤原 静雄 中央大学法務研究科長・大学院法務研究科教授 【座長】
- 大谷 和子 株式会社日本総合研究所法務部長
- 佐藤 一郎 国立情報学研究所アーキテクチャ科学研究系教授
- 穴戸 常寿 東京大学大学院法学政治学研究科教授
- 下井 康史 千葉大学大学院専門法務研究科教授
- 庄司 昌彦 国際大学グローバル・コミュニケーション・センター講師／主任研究員
- 松村 雅生 日本大学大学院法務研究科教授

（オブザーバー）

内閣官房情報通信技術（ＩＴ）総合戦略室

（事務局）

総務省行政管理局情報公開・個人情報保護推進室

行政機関等^(※)が保有するパーソナルデータに関する研究会での検討

※「行政機関等」には、独立行政法人、一部の特殊法人、認可法人等を含む。

大綱で調査・検討することとされた課題の検討のため開催（本年7月からこれまで8回開催）

関係団体等からのヒアリング（8月～9月上旬、3回）

主な意見

- ・ 経済団体： 公共データ一般の民間活用への期待は高い（パーソナルデータの利活用に関して、具体的なニーズは把握していない）
- ・ 消費者団体、日弁連： 行政機関の保有するパーソナルデータの利活用には慎重、反対
- ・ 医療関係者（利活用のメリットを主張する立場から）：
地域の医療連携等効果的な医療推進のため、医療情報の活用が重要
- ・ 地方自治体関係者（千葉市）： 地域での住民検診データの活用等現場での取組を説明
（ただし、今のところ、市役所内での部局等を超えた活用の推進）

行政機関等が保有する個人情報の特質の整理と分類・類型化

＜特質＞

○ 行政機関等が保有する個人情報は、法令等に基づく所掌事務等遂行のための

- ・ 非自発的、権力的な収集情報（各種の調査、法令違反や犯罪捜査等に関するもの等）・・・・・・・・①
- ・ 各個人からの義務的な提供情報（許認可や給付に係る申請、届出、定期的報告や課税関係等）・・・・②

など、任意性が低く、個人にとって秘匿性の高いもの（資産状況、犯歴等）が多い。

一方、

- ・ いわば民一民と同等の関係で保有されているもの（医療関係（電子カルテ）など）・・・・・・・・③
- ・ その他、各種名簿、施設入館者・利用者リスト等（〇〇人材名簿等）・・・・・・・・④

などもある。

○ これらは、法令等に基づく所掌事務を遂行するための必要により保有。民間企業の場合と異なり、商業的目的で加工・提供する一般的な動機、合理性はない。

「中間的な整理」の概要

主な内容

- 以下の前提の下で“個人特定性低減データ”を導入

- ＜目的＞ “公益的目的”のための利活用に限定

（基本的には非商業的利用。ただし、営利活動でも社会一般に利益が及ぶと期待される場合も含めて考える。
（医療データを活用した創薬等を想定））

- ＜範囲＞ “個人特定性低減データ”として加工し提供し得る個人情報の範囲を限定

（上記①②は、医療情報等を除き、基本的には除外（義務的・権力的収集プロセスによるもので、個人にとって秘匿性の高い情報を含むもの。また、行政執行の基礎となるもので、仮に個人が特定されると、執行の確実性が失われるおそれ）。ただし、将来的により詳細な類型化により利活用の図られる可能性あり）

③④（民-民と同等性等）のうちから、各行政機関の長が、ニーズ、目的と個人の権利利益の保護を踏まえ判断）

- ＜規律＞ 再特定禁止等提供先での規律等

（具体的には、IT本部での民間部門の規律の具体的内容の検討をみつつ、今後検討）

- “個人特定性低減データ”の法制的位置付け

行政機関等個人情報保護法（行個法）においては、個人情報の保有目的の明確化（3条）、目的外利用の原則禁止（8条1項）を規定した上で、一定の場合（統計の作成、学術目的の場合等）、目的外での第三者提供を可能としている。

⇒ 目的外提供の対象を緩和して“個人特定性低減データ”を位置付ける。

※国での議論は地方公共団体に波及していくことを考慮し、地方公共団体に丁寧に情報提供を行う。

年内目途に最終的な報告を行う予定。